

# 定 款

株式会社ヒガシホールディングス

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ヒガシホールディングスと称し、英文ではHIGASHI HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業及び運送取次事業
2. 自動車整備事業
3. 海上運送事業
4. 内外輸送会社の代理店業並びにこれに伴う通関手続取扱業及び保険代理業
5. 倉庫業
6. 重量物の運搬並びに機械類の解体、組立、据付に関する事業
7. 広告宣伝業
8. 不動産の賃貸借、管理、売買、仲介、斡旋業
9. 建築資材の販売
10. 熱絶縁工事業及び内装仕上げ工事業
11. 鋼構造物工事業、管工事業、電気工事業、土木工事業及び塗装工事業
12. コンピューターソフトウェアの開発及び販売
13. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集、運搬、処理及びリサイクル並びにこれらの取次事業
14. 駐車場の経営
15. 古物商
16. コンピューター機器及び周辺機器の販売
17. 日用雑貨品、文房具、玩具、スポーツ用品及び健康食品の販売
18. 総合リース、レンタル事業及びこれらの取次事業
19. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業
20. 事務用品、事務用機器、通信機器、電気機器の販売及びメンテナンス並びにこれらの取次事業
21. 家具、建具、什器及びインテリア用品の販売
22. リネンサプライ、クリーニング及び婦人服、紳士服のリフォーム並びにこれらの取次事業
23. 印刷物の企画、デザイン、編集、製作及びコピーサービス並びにこれらの取次事業

- 24. 宅配事業及びこの取次事業
- 25. 物品の仕分け、梱包、荷役、発送、配送及び引越しの請負並びにこれらの取次事業
- 26. 介護保険法に基づく福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
- 27. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売
- 28. 水質、大気、土壌汚染、騒音等環境整備に関する調査、分析、機器の販売及び対策の請負
- 29. コンサルタント業
- 30. 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の包装、表示及び保管業
- 31. 損害保険代理業
- 32. 建物保守、警備、清掃業
- 33. 前各号に付帯関連する一切の事業

② 当社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
- 3. 執行役
- 4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむをえない事由によって電子公告によることができない場合は、毎日新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式又は新株予約権に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(開催地)

第13条 当会社の株主総会は、大阪府において開催する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 前項に定める取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は14名以内とする。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時迄とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 前項に定める取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(相談役又は顧問)

第28条 取締役会の決議により、相談役又は顧問を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、報酬委員会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

## 第5章 委員会

(委員の選定)

第31条 当社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会(以下「各委員会」という。)の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

(各委員会に関する事項)

第32条 各委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、各委員会において定める規程による。

## 第6章 執行役

(執行役の選任)

第33条 当社の執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(任期)

第34条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第35条 当社は、取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。

- ② 前項に定めるほか、取締役会の決議によって、執行役社長1名を選定する。また、役付執行役若干名を定めることができる。

(執行役の報酬等)

第36条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。

(執行役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(執行役に関する事項)

第38条 執行役に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役規程による。

## 第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時迄とする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。

## 第8章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄の1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当会社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払いの配当金には利息をつけない。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 2019年6月開催の第97期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。
2. 2019年6月開催の第97期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。

(沿革)

昭和19年 4月10日（制定）

昭和50年 5月28日（改定）

昭和58年 6月 7日（改定）

昭和60年 8月 1日（改定）

昭和63年 6月10日（改定）

平成 3年 6月 6日（改定）



平成 7年 6月 7日 (改定)

平成10年 6月 9日 (改定)

平成14年 2月 8日 (商号変更、目的の追加、名義書換代理人設置、商法改正に伴う変更、その他条文の整備)

平成14年 6月28日 (商法改正に伴う変更)

平成15年 6月30日 (目的の追加、商法等の一部改正、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正)

平成16年 6月29日 (目的の追加、自己株式の取得の規程新設)

平成17年 6月29日 (目的の追加、基準日の変更)

平成17年 11月1日 (1単元の株式の数の変更)

平成18年 6月28日 (目的の追加、公告方法の変更、会社法施行に伴う変更、その他条文の整備)

平成19年 6月27日 (目的の追加)

平成20年 6月26日 (目的の追加)

平成21年 6月24日 (監査役会の新設、株券の電子化に伴う改定、その他条文の整備)

平成27年 3月 1日 (発行可能株式総数の変更)

平成27年 6月19日 (取締役の責任免除及び監査役の責任免除の一部変更)

令和元年 6月19日 (指名委員会等設置会社への移行に伴う一部変更)

令和4年 6月21日 (目的の追加、株主総会資料の電子提供制度施行に伴う一部変更)

令和5年 3月 1日 (附則(電子提供措置等に関する経過措置)の削除)

令和7年 4月 1日 (商号の変更、目的の追加及び一部変更)